

国の施策による特別保証

協会一般制度の保証限度額とは別枠で利用できます。

(令和2年1月27日現在)

《 》内は根拠法律

保証制度名称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
				決済方法		
労働力確保法関連保証制度 (労働確保) ・平4. 1. 17	労働力を確保するため中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進するため、知事の認定を受けた改善計画に従って改善事業を実施する事業共同組合等又はその構成員たる中小企業者。 《 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律 》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
				分割		小口特別保険 0.90
中小小売商業振興法関連保証制度 (小売商業、商店整備) ・平4. 1. 17	① 中小小売商業関連特例(小売商業) 中小小売商業振興法(小振法)に基づく高度化事業計画について経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であって、当該認定計画に基づく高度化事業を実施するもの。 ② 商店街整備等支援関連特例(商店整備) 中小小売商業振興法(小振法)に基づく商店街整備等支援計画について経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人等(※1)。 (※1) ・一般社団法人は社員総会における議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの。 ・一般社団法人は設立に際して提出された財産の価額の1/2以上が中小企業者により提出されているもの。 《 中小小売商業振興法 》	設 備	個人・法人 2億8,000万円 一般社団法人等 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	小売商業 0.75
				分割		商店整備 1.15
						小口特別保険 0.90
伝統的工芸品関連保証制度 (工芸支援) ・平6. 2. 10	伝統的工芸品支援計画について経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人等(※1) (※1) ・一般社団法人は社員総会における議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの。 ・一般社団法人は設立に際して提出された財産の価額の1/2以上が中小企業者により提出されているもの。 《 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 》	運 転 ・ 設 備	一般社団法人等 2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				分割		
地域伝統芸能等関連保証制度 (伝統芸能) ・平6. 2. 10	基本計画に基づき実施される特定事業者のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業を行う者として市町村長の認定を受けた中小企業者。 ※経済産業省令で定める事業 ・ 地域伝統芸能等に係る実演、展示又は研修を行うための施設を新設し、又は運営する事業(第1号) ・ 地域伝統芸能等に用いられる衣服、器具その他の物品の開発又は生産を行う事業(第2号) ・ 地域伝統芸能等に係る活用製品の開発又は生産を行う事業(第3号) 《 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
				分割		小口特別保険 0.90
流通業務総合効率化関連保証制度 (流通業務) ・平17. 11. 12	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1項に掲げる中小企業者であって、かつ、中小企業信用保険法上の中小企業者であり、主務大臣の認定を受けた認定総合効率化計画に記載された事業に使用するもの。 《 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
				均等分割		小口特別保険 0.90

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
小 規 模 事 業 者 関 連 保 証 制 度 (小規模特) ・平6. 8. 8	次のいずれかに該当するもの。(小規模事業者支援法第9条) ① 都道府県知事の認定を受けた事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者とされた一般社団法人(※1)、一般財団法人(※2)又は特定非営利活動法人(※3)であって、当該事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたもの。 ② 経済産業大臣の認定を受けた経営発達支援計画において、経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人(※1)、一般財団法人(※2)又は特定非営利活動法人(※3)であって、当該経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る保険法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたもの。 (※1) 社員総会における議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの。 (※2) 設立に際して提出された財産の価額の1/2以上が中小企業者により提出されているもの。 (※3) 社員総会における表決権の1/2以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く。 《商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律》	運 転 ・ 設 備	一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				分割		
中 心 市 街 地 商 業 等 活 性 化 関 連 保 証 制 度 (中心関連・中心支援) ・平10. 11. 2	① 中心市街地商業等活性化関連 ・ 認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は、経済産業大臣の認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(以下「認定特定計画」という。)に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者 ・ 認定特定計画に従って、特定事業を実施する中小企業者・特定会社(※1)・一般社団法人(※2)等 ② 中心市街地商業等活性化支援関連 ・ 認定特定計画に従って、中小小売商業高度化事業を実施する特定会社(※1)・一般社団法人(※2)等 ・ 認定特定計画に従って、特定事業を実施する特定会社(※1)・一般社団法人(※2)等 (※1) 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社で、株式会社は総株主の議決権に占める大企業者の有する議決権が1/2未満であるもの。株分会社は社員に占める大企業の割合が1/2未満であるもの。 (※2) 社員総会における議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの。	運 転 ・ 設 備	①活性化(一般保証と別枠) 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 一般社団法人等 2億8,000万円 ②活性化支援 5億6,000万円 但し、特定会社にあつては、一般分及び中心市街地商業活性化関連分を、一般社団法人等にあつては中心市街地商業等活性化関連分を含む	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
				分割		
中 堅 企 業 (破 綻 金 融 機 関 等 関 連) 特 別 保 証 制 度 (中 堅) ・平11. 2. 1	破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた事業資金の調達が必要な中堅事業者(資本金5億円未満で中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者に該当しないもの)で県知事の認定を受けているもの。 《破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法》	運 転 ・ 設 備	普通保証 5億円 無担保保証 1億円 破綻金融機関等からの借入額を上限とする。保証付借入額は、借入額の8割に限る。	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	普通保証 0.75
				分割		無担保保証 0.65
特定新技術事業活動関連保証制度 (特定事業) ・平11. 4. 14	「特定補助金等」に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者。 《中小企業等経営強化法》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 3億円 組合 6億円 (但し、新事業開拓保険の一般分、他の特例分を含む。)	運転 10年以内 設備 15年以内	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				分割		無担保70百万円以下 0.90
						特定新技術事業活動 関連特別無担保保証 (20百万円以下) 1.25

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
経 営 革 新 関 連 保 証 制 度 (経営革新) ・平11. 8. 12	行政庁の承認を受けた経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行う中小企業者。 《 中小企業等経営強化法 》	運 転 ・ 設 備	① 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
			①の他、新事業開拓保険の要件を備えるものは、一般分及び他の特例分を含め 個人・法人 3億円 組合 6億円			新事業開拓保険 1.15 但し無担保50百万円以下 0.90
			①の他、海外投資関係保険の要件を備えるものは、一般分及び他の特例分を含め 個人・法人 3億円 組合 6億円	分割		海外投資関係保険 1.15
						特別小口保険 0.90
借 換 保 証 制 度 (借 換) ・平15. 2. 10	緊急保証(原材料価格高騰対応等、景気対応)の借換え ① 保証申込時点において、緊急保証に係る既往借入金の残高があること。 ② 適切な事業計画を有していること。 ③ 経営安定関連保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有すること。	緊急保証に係る既往借入金の返済資金ほか事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定の場合 個人・法人 3億8,000万円 組合 4億8,000万円	原則として10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45～1.90
	一般保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)又は中小企業金融安定化特別保証(特別保証)の借換え ① 保証申込時において一般保証・経営安定関連保証(緊急保証を除く)又は特別保証に係る既往借入金の残高があること。 ② 適切な事業計画を有していること。 ③ 経営安定関連保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有すること。	保証付き既往借入金の返済資金のほか、事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金				経営安定関連保証 1～4、6号 0.80 5、7、8号 0.75
	条件変更改善型借換保証による借換え ① 保証申込時点において保証付既往借入金の残高があること。 ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。 ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	保証付き既往借入金の返済資金のほか、事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金				
	上記以外については利用する各制度の要綱の定めるところによる。			15年以内 (据置期間1年以内を含む) 当該返済資金以外の事業資金を含む場合は据置期間2年以内		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
				決済方法		
周辺地域整備関連保証制度 (周辺地域) ・平15. 10. 1	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として当該利便性向上等事業計画を作成した都道府県知事の認定を受けた中小企業者。 《 発電用施設周辺の地域整備法 》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 上記のほか新事業開拓保険の要件を備えるものは新事業開拓保険の一般分、他の特例分を含め 個人・法人 3億円 組合 6億円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				分割		特別小口保険 0.90
下請振興関連保証制度 (流下請根・流下請個) ・平15. 11. 1	親事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者であって、主務大臣の承認に係る振興事業計画(下請中小企業振興法第5条第1項に規定する振興事業計画をいう。)に従って振興事業を実施するもの。 《 下請中小企業振興法 》	運 転 ・ 設 備	2億円 保証割合は融資額の80%	根保証 1年 個別保証 1年以内	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.56
				根保証 約定弁済又は 随時弁済 個別保証 一括		
異分野連携新事業分野開拓 関連保証制度 (異分野) ・平17. 9. 5	中小企業等経営強化法に定める異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた、中小企業信用保険法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を実施するもの。 《 中小企業等経営強化法 》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 新事業開拓保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む) 流動資産担保保険 2億円 (保証割合は融資額の80%) 海外投資関係保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
						新事業開拓保険分 1.15 但し無担保50百万円以下 0.90
						流動資産担保保険分 0.56
						海外投資関係保険分 1.15
				均等分割		特別小口保険 0.90

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
特 定 研 究 開 発 等 関 連 保 証 制 度 (特定研究) ・平18. 8. 25	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第2条第1項に掲げる中小企業者であつて、ものづくり基盤技術の高度化への研究開発等に取り組むもの。 《 中小企業のものづくり基盤術の高度化に関する法律 》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 上記のほか新事業開拓保険の要件を備えるものは新事業開拓保険の一般分、他の特例分を含めて 個人・法人 3億円 組合 6億円	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	新事業開拓保険分 1.15 但し無担保50百万円以下 0.90
				均等分割		特別小口保険 0.90
セ ー フ テ ィ ネット 保 証 制 度 (協会経営) ・平19. 6. 11	県内に事業所を有し、信用保証協会の通常の申込人資格を有する中小企業者であつて、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づき、市区町村長の認定を受けた特定中小企業者。	運 転 ・ 設 備 お よ び 借 換 資 金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 但し、第6号認定による個人・法人は、第1号から第8号認定に係る保証残高を含み、3億8,000万円とする。	運転 10年以内 設備 20年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1～4、6号 0.80
				分割 1年以内は一括も可		5、7、8号 0.75
創 業 等 関 連 保 証 制 度 (創業等) ・平11. 4. 14	(1) 中小企業等経営強化法(以下「法」という。)第2条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる次の創業者であつて、事業開始に係る具体計画を有するもの。 ① 事業を営んでいない個人であつて、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ② 事業を営んでいない個人であつて、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ③ 中小企業である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。 (2) 法第2条第4項第1号及び第2号に掲げる次の新規中小企業者。 ① 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人。(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る) ② 設立の以後の期間が5年未満の会社。(当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る) ③ 設立の日以後の期間が5年未満の会社。(自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立したものに限る) (※ 医療法人は対象外)	運 転 ・ 設 備	(1) ①及び② 1,500万円 但し、自己資金額を限定額とする (1)③及び(2)①②③ 1,500万円 創業関連保証及び再挑戦支援保証との併用が可能であり、すべての制度を併用した場合は限度額3,500万円。 (創業関連保証・再挑戦支援保証及び一般の無担保保険に係る保証との合算限度額は8,000万円。)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.70
				原則均等分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
創 業 関 連 保 証 制 度 (創業関連) ・平 19. 8. 6	(1) 産業競争力強化法第2条第24項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であつて、事業開始に係る具体的計画を有するもの。 ① 事業を営んでいない個人であつて、1月以内(法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ② 事業を営んでいない個人であつて、2月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。 (2) 法第2条第24項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であつて事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。 ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。(法第2条第24項第2号) ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。(法第2条第24項第4号) ③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。(法第2条第24項第5号) (注1:上記① ①及び②に規定する「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は、本保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。) (注2:上記② ①に規定する「事業を開始した日以後5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。②及び③に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。) (※医療法人は対象外)	運 転 ・ 設 備	2,000万円 再挑戦支援保証及び創業等関連保証との併用が可能であり、すべての制度を併用した場合は限度額3,500万円。 (再挑戦支援保証、創業等関連保証及び一般の無担保保険との合算限度額は8,000万円とする。)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.65
				原則均等分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
再 挑 戦 支 援 保 証 制 度 (再 挑 戦)・平19. 8. 6	(1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第24項第1号)のうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の悪化により廃止した経験を有するもの。 ② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたもの。 (2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始するする具体的計画を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の悪化により廃止した経験を有するもの。 ② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたもの。 (3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもののうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の悪化により廃止した経験を有するもの。 ② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたもの。 (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。 ② 当該会社を設立した個人が過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたもの。	運 転 ・ 設 備	2,000万円 創業関連保証及び創業等関連保証との併用が可能であり、すべての制度を併用した場合は限度額3,500万円。 (創業関連保証、創業等関連保証及び一般の無担保保険との合算限度額は8,000万円とする。)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.85
				原則均等分割		
事 業 再 生 保 証 制 度 (事業再生)・平19. 8. 4	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者。 (1) 次の①又は②のいずれかに該当するもの。 ① 再生事件又は更生事件に係属しているもの。 ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者(再生計画が遂行された場合をその他の経済産業省令で定める場合を除く) (2) 再生計画の許可又は更生計画の許可の決定が確定した後3年を経過していないもの。 (3) 次の①及び②のいずれにも該当するもの。 ① 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ② 償還が見込まれること	対象資金 次に掲げる資金とする ① 原材料の購入のための費用 ② 商品の仕入のための費用 ③ 商品の生産に係る労務費及び経費 ④ 設備の増設、改良又は補修等のための費用 ⑤ 販売費及び一般管理費 ⑥ 借入金利息の弁済のための費用 ⑦ 金銭債権の弁済のための費用	2億円	10年以内 但し、流動資産のうち売掛債権を担保とした個別保証(手形貸付)は1年以内 一括又は分割	金 融 機 関 の 所 定 利 率	2.20

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)	
				決 済 方 法			
事 業 再 生 円 滑 化 関 連 保 証 制 度 (再生円滑) ・平19. 8. 6	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の①～③のいずれかに該当する中小企業者。 ① 特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするもの。 ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの。 ③ 認定支援機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの。	対象資金 次に掲げる資金とする ① 原材料の購入のための費用 ② 商品の仕入のための費用 ③ 商品の生産に係る労務費及び経費 ④ 設備の増設、改良又は補修等のための費用 ⑤ 販売費及び一般管理費 ⑥ 借入金利息の弁済のための費用 ⑦ 少額の債権の弁済のための費用	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (保証割合80%、但し特別小口保険分は100%)	3年以内	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.76 特別小口保険 0.90	
				一括又は分割			
特 定 信 用 状 関 連 保 証 制 度 (LC保証) ・平19. 8. 6	外国法人(新たに設立されるものを含む)と経営を実質的に支配しているものと認められる省令要件を満たす関係にある中小企業者。	中小企業者の外国関係法人の外国銀行等からの借入金は、当該中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る	2億円 (保証割合80%)	1年以内		0.45～1.90	
				原則一括			
農 商 工 等 連 携 事 業 関 連 保 証 制 度 ・平20. 10. 1	中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「法」という。) 第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、認定農商工等連携事業計画に従つて農商工等連携事業を実施するもの。 《 中小企業と農林業業者との連携による事業活動の促進に関する法律 》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 新事業開拓保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む) 流動資産担保保険 2億円 (保証割合は融資額の80%) 海外投資関係保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例保険分を含む)	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (据置1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75	
				特別小口保険分 5年以内		特別小口保険 0.90	
						原則均等分割	新事業開拓保険 1.15
							但し、無担保50百万円以下 0.90
				海外投資関係保険 1.15			

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
農 商 工 等 連 携 支 援 保 証 制 度 ・平20. 10. 1	中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号、以下「法」という。)第6条第1項に規定する農工商等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利法人であって、認定農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携事業を実施するもの。 《 中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 》	運 転 ・ 設 備	一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 2億8,000万円	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (据置1年以内を含む) 原則均等分割	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
地 域 産 業 資 源 活 用 事 業 関 連 保 証 等 制 度 ・平20. 2. 1	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号、以下「法」という。)第6条第1項に規定する地域産業資源活用事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定計画に従って地域産業資源活用事業を実施するもの。 《 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (据置1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
			新事業開拓保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	特別小口保険分 5年以内		特別小口保険 0.90
			流動資産担保保険 2億円 (保証割合は融資額の80%)	原則均等分割		新事業開拓保険 1.15 但し、無担保50百万円以下 0.90
			海外投資関係保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)			流動資産担保保険 0.56 海外投資関係保険 1.15
商店街活性化事業関連保証制度 (商街事業) ・平22. 4. 1	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(以下「法」という)第4条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員もしくは所属員のうち法第2条第1項の各号のいずれかに該当する者であって、中小企業信用保険法に規定する中小企業者。 《 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 》	認定商店街活性化事業計画に従って行われる商店街活性化事業に必要な事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内 一括又は分割 分割は原則均等分割	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75 特別小口保険 0.90

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
商店街活性化支援関連保証制度 (商街支援) ・平22. 4. 1	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(以下「法」という) 第6条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化支援事業を行う下記に掲げるものであって、当該計画に従って支援事業を実施するもの。 (1) 一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者により拠出しているものに限る) (2) 一般社団法人(設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る) (3) 特定非営利活動法人(社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る) 《商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律》	認定商店街活性化支援事業計画に従って行われる商店街活性化事業に必要な事業資金	2億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				一括又は分割 分割は原則均等分割		
東日本大震災復興緊急保証制度 (震災緊急) ・平23. 5. 23	(1) 特定被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、市区町村長等の証明を受けた中小企業者。 (2) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、公示された区域内に事業所を有することについて、市区町村等の証明を受けた中小企業者。 (3) 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、その住所を管轄する市区町村長等の証明を受けたもの。 (4) (1)ないし(3)に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体。 ※取扱期間は、平成23年3月11日より令和2年3月31までの貸付実行分とする。	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 (据置期間2年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.70
			但し、経営安定関連保証、 危機関連保証及び災害関係保証と合算し、その範囲内 個人・法人 5億6,000万円 組合 9億6,000万円	原則均等分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
海 外 投 資 関 係 保 証 制 度 ・平23. 9. 1	海外直接投資を計画し、または実施している県内の個人・法人または組合。	① 居住者により所有される 外国法人の発行に係る株 式又は出資の持分の取得 に要する資金。 ② 出資割合が10%以上で ある外国法人の発行に係 る証券等の取得又はこれら の外国法人に対する金銭 の貸付けに要する資金。 ③ 経済産業大臣が定める 永続的な関係がある外国 法人の発行に係る証券等 の取得又は金銭の貸付け に要する資金。 ④ 外国における支店、工場 その他の営業所の設置又 は拡張に要する資金。 ⑤ 海外直接投資の事業の 実施に必要な従業員教育 の費用に充てるための資 金。 ⑥ 海外直接投資の事業の 実施に必要な調査の費用 に充てるための資金。	個人・法人 組合 2億円 4億円	10年以内 (据置期間2年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	海外投資関係保険 1.15
				一括又は均等分割		特別小口保険 利用0.90
						事業再生保険 2.20
						無担保保険 0.45～1.90
						流動資産担保保険 0.68
特 定 下 請 連 携 事 業 関 連 保 証 制 度 ・平25. 9. 20	下請中小企業者が自主的に取引先の開拓を図ることの支援を目的とし、特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う特定下請業者。	特定下請連携事業計画に 従って行われる特定下請 連携事業に必要な設備資 金及び運転資金	2億8,000万円 新事業開拓保険 個人・法人 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	必要と認められる期間	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
				一括又は均等分割		新事業開拓保険 1.15 但し、無担保50百万円 以下0.90
						特別小口保険 0.90
エ ネ ル ギ ー 対 策 保 証 制 度 ・平25. 10. 1	エネルギーの使用の合理化に資する施設(省エネルギー施設)または非化石エネルギーを使用する施設の設置に係る具体的な計画を有する個人・法人または組合。	中小企業信用保険法施行 規則別表第二で定めるエ ネルギーの使用の合理化 に資する施設または非化 石エネルギーを使用する 施設の設置に係るもの。	個人・法人 組合 2億円 4億円	必要と認められる期間	金 融 機 関 の 所 定 利 率	エネルギー対策保険 1.15
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
						事業再生保険 2.20
						無担保保険 0.45～1.90
						流動資産担保保険 0.68

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 制 度 (改善サポート保証) ・平26. 1. 20	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。	事業再生の計画の実施に必要な事業資金。	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済は1年以内 分割返済は15年以内 (据置期間1年以内を含む) 一括又は分割	金 融 機 関 の 所 定 利 率	責任共有 0.80 責任共有対象外 1.00
経 営 力 向 上 関 連 保 証 制 度 (経営力向上) ・平28. 8. 9	中小企業等経営強化法第19条に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する者。	認定経営力向上計画に従って行われる事業のうち 新事業活動の実施に必要なとなる設備資金及び運転資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (据置1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
			新事業開拓保険 個人・法人 3億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	特別小口保険分 5年以内		特別小口保険 0.90
			海外投資関係保険 個人・法人 3億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	原則均等分割		新事業開拓保険 1.15 但し、無担保50百万円以下 0.90
						海外投資関係保険 1.15

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
危 機 関 連 保 証 制 度 (危機関連) ・平30. 4. 1	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市長又は特別区長の認定を受けた中小企業者。	経営の安定に必要な事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 但し、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証及び災害関係保証と合算し、その範囲内 個人・法人 5億6,000万円 組合 9億6,000万円	10年以内 (据置2年以内を含む) 原則均等分割	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.80
経 営 承 継 関 連 保 証 制 度 (経営承継関連) ・平30. 4. 1	次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イの規定による経済産業大臣の認定を受けたもの。 (1) 会社である中小企業者であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること。 ① 当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。 ② 当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。 ③ 当該申込人の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が、前事業年度の同時期の3月間に売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと。 ④ 仕入先(当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。)からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。 ⑤ 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。 ⑥ その他諸費用が生じたこと。 (2) 個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること。 ① 当該中小企業者以外のものが有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。 ② 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 ③ 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することがみ込まれる(している)こと。 ④ 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。 ⑤ 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。 ⑥ 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。 イ) 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割 ロ) 当該個人が有する事業用資産等に対して遺産分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償 ⑦ その他諸費用が生じたこと。 《中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律》	(1) ①の事由による認定の場合 議決権株式の取得資金 (1) ②又は(2)①の事由による認定の場合 事業用資産等の取得資金 (2) ②の事由による認定の場合 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 (2) ⑥の事由による認定の場合 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金 上記以外の事由による認定の場合 運転資金	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45～1.90
				分割返済 1年以内は一括も可		特別小口保険 0.90

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
特 定 経 営 承 継 関 連 保 証 制 度 (特定経営承継) ・平30. 4. 1	次の(1)から(6)のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(以下、「認定中小企業者」という。)の代表者 (1) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外のものが有する株式等を取得する必要があること。 (2) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外のものが有する事業用資産等を取得する必要があること。 (3) 認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 (4) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 (5) 認定中小企業者の代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を逃れるための価格弁償をすること。 (6) その他諸費用が生じたこと。 《 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 》	当該認定中小企業者等以外の者が有する株式、事業用資産を経営の承継に伴い取得するための資金等、当該認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45～1.90
				分割返済 1年以内は一括も可		特別小口保険 0.90
事 業 承 継 サ ポ ー ト 保 証 制 度 (承継サポート) ・平30. 4. 1	次の全ての要件を満たす者。 (1) 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること。 (2) 持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること。 (3) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 (4) 承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。 (5) 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること。	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金	2億8,000万円	15年以内 (据置2年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				分割返済		
地 域 経 済 牽 引 事 業 関 連 保 証 制 度 (地域経済牽引) ・平30. 4. 1	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」第13条の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って地域経済牽引事業を行う中小企業者。 《 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 》	「地域経済牽引事業計画」に従って行われる地域経済牽引事業を行うために必要な資金	個人・法人 組合 2億8,000万円 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
				原則均等分割		特別小口保険 0.90
地 域 経 済 牽 引 事 業 支 援 保 証 制 度 (地域牽引支援) ・平30. 4. 1	主務大臣により連携支援計画の承認を受けた以下の地域経済牽引支援機関で、当該計画に従って事業を実施するもの。 ① 一般社団法人 社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る ② 一般財団法人 設立に際して提出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る 《 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 》	主務大臣の承認を受けた連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施に必要な資金	個人・法人 組合 2億8,000万円 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				原則均等分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
				決済方法		
商店街活性化促進事業関連保証制度 (商街促進) ・平31. 1. 21	「地域再生法」第17条の16第1項の規定に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村(特別区を含む。以下「認定市町村」という。)が作成する商店街活性化促進事業計画に記載された適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定(変更の認定があったときは、変更後のものを含む。)を受けたものであって、中小企業信用保険法に規定する中小企業者。 《地域再生法》	商店街活性化促進事業計画に従って行われる適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行うのに必要な事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (一般保証と別枠)	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
新技術等実証関連保証制度 (新技術実証) ・平31. 1. 21	生産性向上特別措置法第11条の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた「新技術等実証計画」(法第13条第1項の規定に基づき変更の認定があったときはその変更後のもの。)に従って新技術等実証を実施する者であって、中小企業信用保険法上の中小企業者。 《生産性向上特別措置法》	認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証に必要な資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (一般保証と別枠)	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
革新的データ産業活用関連保証制度 (革新データ) ・平31. 1. 21	生産性向上特別措置法第22条の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた「革新的データ産業活用計画」(法第23条第1項の規定に基づき変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に従って革新的データ産業活用を行う者であって、中小企業信用保険法上の中小企業者 《生産性向上特別措置法》	認定革新的データ産業活用計画に従って行われる革新的データ産業活用に必要な資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (一般保証と別枠)	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
先端設備等導入関連保証制度 (先端設備) ・平31. 1. 21	生産性向上特別措置法第40条の規定に基づき、特定市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」(法第41条第1項の規定に基づき変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に従って先端設備等導入を行う者であって、中小企業等経営強化法に規定する中小企業者としての資格及び中小企業信用保険法に規定する中小企業者としての資格の双方を備えるもの。 《生産性向上特別措置法》	認定先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に必要な資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (一般保証と別枠)	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
情報処理支援関連保証制度 (情報処理支援) ・平31. 1. 21	中小企業等経営強化法第44条第1項の規定に基づき、情報処理支援機関として経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人(※1)又は、一般財団法人(※2)。 (※1)一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の2分の1以上を法第2条第1項に規定する中小企業者が有しているものに限る。 (※2)一般財団法人にあってはその設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が法第2条1項に規定する中小企業者により拠出されているものに限る。 《中小企業等経営強化法》	中小企業等経営強化法第45条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の情報処理支援業務の実施について必要な資金	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	1.15
				一括又は均等分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信用保証料率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
経 営 承 継 準 備 関 連 保 証 (経営承継準備) ・平31. 1. 21	次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者を対象とする。 (1) 会社である中小企業者(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)であって、次の①又は②の事由が生じていると認められること。 ① 他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限り、以下(2)①において同じ。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①において同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ② 他の中小企業者が、当該他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。以下(2)②において同じ。)の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 (2) 個人である中小企業者であって、次の①又は②の事由が生じていると認められること。 ① 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ② 他の中小企業者が、当該他の中小企業者の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 《中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律》	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金とする。 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。)	2億8,000万円	運 転 10年以内 設 備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45～1.90
				分 割 返 済 1年以内は一括も可		特別小口保険 0.90
特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証 (特定承継準備) ・平31. 1. 21	次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人を対象とする。 (1) 他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限り。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。 (2) 他の中小企業者が、当該他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。)の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。 《中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律》	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金とする。 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより、認定を受けた事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。)	2億8,000万円	運 転 10年以内 設 備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				分 割 返 済 1年以内は一括も可		
技 術 等 情 報 漏 え い 防 止 措 置 関 連 保 証 制 度 (情報漏えい防止) ・平31. 1. 21	産業競争力強化法第68条第1項の規定に基づき、技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して(※1)同項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(※2)。 (※1)認定証「2. 業務の範囲」の記載内容により確認する。 (※2)一般社団法人にあっては、その社員総会における議決権の2分の1以上を法第2条第17項に規定する中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあってはその設立に際して提出された財産の価額の2分の1以上が同項に規定する中小企業者により提出されているものに限り。 《産業競争力強化法》	産業競争力強化法第76条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金。	2億8,000万円	運 転 10年以内 設 備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	1.15
				一括又は均等分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
社 外 高 度 人 材 活 用 新 事 業 分 野 開 拓 関 連 保 証 制 度 (社外人材活用) ・令2. 1. 27	主務大臣の認定を受けた「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」に従って社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業等経営強化法(以下「法」という。)第2条第5項に規定する新規中小企業者等のうち、同項第1号に規定する新規中小企業者及び同項第4号に規定する者であって、法第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格を備えるもの。(※その他の組織形態(組合等)は対象外) (注)1 法第2条第5項第1号に規定する者 中小企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する者 (1)事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(法第2条第4項第1号) (2)設立の日以後の期間が5年未満の会社(法第2条第4項第2号) (3)事業を開始した日以後の期間が5年以上10年未満の個人又は設立の日以後の期間が5年以上10年未満の会社であって、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用(※1)の合計額の政令で定める収入金額(※2)に対する割合が政令で定める割合(※3)を超えるもの(法第2条第4項第3号) (※1)政令で定める費用(中小企業等経営強化法施行令(以下「施行令」という。)第3条第1項) 新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用 (※2)政令で定める収入金額(施行令第3条第2項) 法人にあつては総収入金額から固定資産又は法人税法第2条第21号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額、個人にあつては事業所得に係る総収入金額 (※3)政令で定める割合(施行令第3条第3項) 100分の5 2 法第2条第5項第4号に規定する者 中小企業者等であって事業を開始した日以後の期間が5年以上10年未満の個人又は設立の日以後の期間が5年以上10年未満の会社であるもののうち、プログラムの開発その他の情報処理に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務(※1)に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合(※2)を超えるもの(法第2条第5項第1号に掲げる者を除く) (※1)経済産業省令で定める業務(中小企業等経営強化法施行規則(以下「施行規則」という。)第1条の2第1項) 情報処理の促進に関する法律第2条第3項に規定する情報処理サービス業、ソフトウェア業その他これらに類する事業に関する専門的な業務又は事業者がその事業の生産性の向上を図るために行うソフトウェアの開発、情報ネットワークの構築その他これらに類する業務 (※2)経済産業省令で定める割合(施行規則第1条の2第2項) 100分の2 《 中小企業等経営強化法 》	認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
			新事業開拓保険 3億円 (一般分、他の特例分を含む)	特別小口保険分 5年以内		特別小口保険 0.90
			海外投資関係保険 3億円 (一般分、他の特例分を含む)	一括又は均等分割		新事業開拓保険 1.15 但し、無担保50百万円以下 0.90
			海外投資関係保険 1.15			
事 業 継 続 力 強 化 関 連 保 証 制 度 (事業継続力強化) ・令2. 1. 27	主務大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」に従って事業継続力強化を行う中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者。 《 中小企業等経営強化法 》	認定事業継続力強化計画に従って行う事業継続力強化に必要な資金	個人・法人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
			新事業開拓保険 個人・法人 3億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	特別小口保険分 5年以内		特別小口保険 0.90
			海外投資関係保険 個人・法人 4億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	一括又は均等分割		新事業開拓保険 1.15 但し、無担保50百万円以下 0.90
			海外投資関係保険 1.15			

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
連 携 事 業 継 続 力 強 化 関 連 保 証 制 度 (連 携 継 続 力 強 化) ・ 令 2. 1. 27	主務大臣の認定を受けた「連携事業継続力強化計画」に従って連携事業継続力強化を行う 中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者。 《中小企業等経営強化法》	認定連携事業継続力強化 計画に従って行う連携事業 継続力強化に必要な資金	個人・法人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円 新事業開拓保険 個人・法人 3億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含 む) 海外投資関係保険 個人・法人 3億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含 む)	運 転 10年以内 設 備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.75
				特 別 小 口 保 険 分 5年以内		特 別 小 口 保 険 0.90
				一括又は均等分割		新 事 業 開 拓 保 険 1.15 但し、無担保50百万 円以下 0.90
						海 外 投 資 関 係 保 険 1.15

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

災害関係特例保証

名 称	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
平 成 23 年 東 日 本 大 震 災 に 伴 う 災 害 関 係 特 例 保 証	適用区域: 全国 東日本大震災により直接被害を受けた被災中小企業者 ※取扱期間は、平成23年3月11日より令和2年3月31日までの貸付実行分とする。	被災中小企業者の事業の 再建に必要な資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 ※一般保証と別枠 経営安定関連との利用は総 枠で普通保険分2億8千万 円(組合4億8千万円)の範 囲	10年以内 (据置期間2年以内を含む) 特別小口保険分について は、無担保無保証人制度に よる	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.70
				原則均等分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

県 制 度

(令和2年1月27日現在)

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
福島県緊急経済対策資金融資保証制度 ・平20. 2. 1	A 外的変化対応資金 県内に事業所を有する中小企業者で、次のような外的要因により影響を受けているもの。 ① 最近の経済的環境の変化により、一時的に売上高等が減少し、業況が悪化しているもの。 ② 親会社の経営合理化等により、事業活動に影響を受けているもの。 ③ 為替相場の変動により、事業活動に影響を受けているもの。 ④ 自然災害の影響により、事業活動に影響を受けているもの。 ⑤ 原油価格高騰又は原油価格高騰に伴う資材価格高騰の影響により、事業活動に影響を受けているもの。 (①～⑤は、3%以上減少又は減少見込みが確実であることが必要) ⑥ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められたもの(セーフティネット保証5号)。 ⑦ 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者であると認められたもの(危機関連保証)。 (※⑥、⑦いずれも本資金に係る既存借入金の本化・借換え可能) B ふくしま復興特別資金 県内に事業所を有し、以下の要件のいずれかを満たす中小企業者。 ① 東日本大震災復興緊急保証の要件を満たすと認められた方(罹災証明書又は東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定要領に基づく認定書は、県内事業所の住所を管轄する市町村が発行するものに限り) ア. 東日本大震災による災害(地震・津波等)により当該事業所等に損害を受けたもの。 イ. 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区の公示の際に当該区域内に事業所を有していたもの。 ウ. 最近3ヶ月間の売上高または販売数量(建設業にあたっては、完成工事高又は受注残高。)が震災前の平成22年1月から平成23年2月までの同期に比して、10%以上減少しているもの。ただし、事業活動に震災の影響を受けた時期が平成23年4月以降である場合は、その影響を受ける直前の同期との比較を認める。 ② 災害関係特例の要件を満たすと認められたもの(罹災証明書は、県内事業所の住所を管轄する市町村が発行するものに限り) (※上記①の要件に該当する場合(責任共有制度を除く)保証協会の保証付き既存借入金 の借換・一本化が可能) C 豪雨災害特別資金 県内に事業所を有し、以下の要件のいずれかに該当する中小企業者。 ① 令和元年台風19号により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められたもの(セーフティネット保証4号)。 ② 令和元年台風19号により事業活動に影響を受け、信用保証協会の災害関係特例の要件を満たす中小企業者であると認められたもの。 (※上記①の要件に該当する場合(責任共有制度を除く)保証協会の保証付き既存借入金 の借換・一本化が可能)	運 転 ・ 設 備 C②の要件に該当する場合事業再建に必要な資金に限る	A 外的変化対応資金 運転 5,000万円 設備 7,000万円 (運転・設備併用の場合7,000万円) 保証対象A⑥、⑦に該当する場合 運転 5,000万円 設備 5,000万円 (運転・設備併用の場合5,000万円) B ふくしま復興特別資金 ①復興枠 運転 8,000万円 設備 8,000万円 (運転・設備併用の場合8,000万円) ②激甚対策枠 運転 8,000万円 設備 8,000万円 (運転・設備併用の場合8,000万円) C 豪雨災害特別資金 運転 8,000万円 設備 8,000万円 (運転・設備併用の場合8,000万円)	A 外的変化対応資金 10年以内 (据置期間3年以内を含む) 保証対象A⑥、⑦ 10年以内 (据置期間1年以内を含む) B ふくしま復興特別資金 ①復興枠 15年以内 (据置期間3年以内を含む) ②激甚対策枠 10年以内 (据置期間2年以内を含む) C 豪雨災害特別資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	A 外的変化対応資金 変動 1.5%以内 固定 2.0%以内 保証対象A⑥、⑦ 固定 1.7%以内 B ふくしま復興特別資金 固定 1.5%以内 C 豪雨災害特別資金 固定 1.5%以内	A 外的変化対応資金 0.35～1.35 保証対象A⑥ 0.65 保証対象A⑦ 0.70 B ふくしま復興特別資金 0.50 C 豪雨災害特別資金 0.50
			分割 C①の要件に該当する場合 1年以内は一括も可			
			A外的変化対応資金 Bふくしま復興特別資金 ①復興枠 ②激甚対策枠 C豪雨災害特別資金			

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象		保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
福島県経営環境改善保証制度 (県経営改) ・昭41. 4. 15	県内に事業所を有する中小企業者で、福島県信用保証協会の保証を利用しており、かつ当該保証付き借入金の借換又は一本化等による資金繰りの緩和を図ることによって、財務体質の改善が期待されるもの。 ※新たな運転資金(真水)無しでの借換又は一本化が可能。	運 転	5,000万円	15年以内 (据置期間1年以内を含む) セーフティネット保証 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45～1.60
				分割		セーフティネット保証 (1～4、6号) 0.70 セーフティネット保証 (5、7、8号) 0.65
福島県信用組合資金融資保証制度 (県信組) ・昭41. 4. 15	県内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者。 なお、本制度に係る既存借入金の一本化・借換えができるものとする。	運 転 ・ 設 備	2,500万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	固定 2.5%以内	0.35～1.35
				分割		
福島県関連倒産防止資金 融 資 保 証 制 度 ① 一般枠 ・昭41. 4. 15 ② 取引円滑化枠 ・平13. 10. 29	① 一般枠 県内に事務所を有する中小企業者で、倒産企業に対し売掛債権等を有するもの。 ② 取引円滑化枠 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当するもの。 A 倒産企業に対し売掛金債権等を有するもの。 B 倒産企業に対し売掛金債権等を有するものとの取引額が全取引額の10%以上あり、かつ当該企業に対し売掛金債権等を有するもの。 C 取引金融機関の破綻等により、一時的に資金繰りに困難をきたしているもの。	① 運 転 ② 運 転	① 2,000万円 ② 1,000万円 但し、債権額の1.2倍 以内とする	① 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ① 5年以内 (据置期間1年以内を含む)	① 2.0%以内 ② 変動1.2%以内	0.35～1.35
				分割	固定1.6%以内	
福島県長期安定保証制度 (県長期) ・平15. 4. 1	県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける中小企業者で、本資金の導入によって経営基盤の安定と発展が期待されるもの。	運 転 ・ 設 備	運転 5,000万円 設備 1億円 (併用の場合は1億円以内)	10年以内 但し、土地、建物を取得する 場合は20年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45～1.60
				分割		セーフティネット保証 (1～4、6号) 0.70 セーフティネット保証 (5、7、8号) 0.65
福島県短期保証制度 (県短期) ・平15. 4. 1	県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける中小企業者。	運 転 ・ 設 備	5,000万円 (運転・設備併用の場合 5,000万円以内) 但し、流動資産担保融資 保証(根保証は除く)の場 合 4,000万円	1年以内 (借換の場合は当初の借入 日より1年以内)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45～1.60
				一括又は分割		セーフティネット保証 (1～4、6号) 0.70 セーフティネット保証 (5、7、8号) 0.65 流動資産担保保証 0.60

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信用保証料率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
福 島 県 起 業 家 支 援 保 証 制 度 (県起業家)・平16. 4. 1	A 一般枠 ア 創業者 県内で新たな事業を開始しようとする者(開業して5年未満の者を含む。)であって、 具体的事業計画を有するとともに、客観的にみて事業に着手していることが明らかである者。 イ 事業承継者・第二創業者 既に中小企業者である者から事業を承継する者又は既に中小企業者であって、新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者。 ウ 独立開業者 同一企業の勤務年数又は同一業種の従事年数が3年以上で、その経験を有する事業を新たに開始しようとする者(開業して5年未満の者を含む。)、又は、法律に基づく資格を有する場合でその資格に基づく事業を新たに開始しようとする者。(開業して5年未満の者を含む。) エ ベンチャー企業 新たに創造的な事業活動を行おうとする者であって、新たな事業を開始した時から概ね5年未満の者。 上記ア～エに掲げる対象者には、コミュニティビジネスを営む、または、営もうとする中小企業者を含む。	運 転 ・ 設 備 本制度の保証対象Aについて、既存借入金の借り換え・一本化ができるものとする。	強化法の承認、旧創造法の認定、旧産業再生法の認定、特許等を有する者 5,000万円 (運転・設備併用の場合 5,000万円以内) 上記以外 2,000万円 (運転・設備併用の場合 2,000万円以内) 但し、創業者については、自己資金の5倍を限度とする	10年以内 (据置期間1年以内を含む) 分割	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.15～1.15
	B 創業等関連保証枠 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に定める創業者又は新規中小企業者で、次のいずれかに該当する者。 ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。 イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新しい会社を設立し、かつ当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有する者。 ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有する者。 エ 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。) オ 設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立された者に限る。) カ 設立の日以後の期間が5年未満の会社(自らの事業の全部もしくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立した者に限る。)	運 転 ・ 設 備 本制度の保証対象B並びに国の創業等関連保証について、既存借入金の借り換え・一本化ができるものとする。	1,500万円 (運転・設備併用の場合 1,500万円以内) 但し、創業者(ア・イ)については、自己資金を限度とする	10年以内 (据置期間1年以内を含む) 分割	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.40
	C 創業関連保証枠 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)に定める創業者又は新規中小企業者で、次のいずれかに該当する者。 ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援事業に(以下、「認定特定創業支援事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあたっては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。 イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6月以内)に新しい会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者。 ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する者。 エ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者。 オ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者。 カ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者。	運 転 ・ 設 備 本制度の保証対象C並びに国の創業関連保証について、既存借入金の借り換え・一本化ができるものとする。	2,000万円 (運転・設備併用の場合 2,000万円以内)	10年以内 (据置期間1年以内を含む) 分割	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.35

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保 証 制 度 名 略 称 ・ 創 設 年 月 日	保 証 対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年 率 %)
				決 済 方 法		
福島県事業再生資金融資保証制度 ・平23. 4. 1	① 福島県中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合(再生ファンド)、株式会社整理回収機構、株式会社地域経済活性化支援機構、福島県産業復興相談センター又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構のいずれかの支援を受けて、再生計画の策定又は実行に取り組む者、又は再生計画に基づく事業再生により事業等を承継する者(再生計画の期間終了後3年以内とする。) ② 民事再生法に基づく再生計画又は会社更生法に基づく更生計画の許可を受けて、再生計画等の実行に取り組む者、又は再生計画等に基づく事業再生により事業を承継する者(再生計画等の期間終了後3年以内とする。) 中小企業経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画の実行に取り組む者。 ※事業再生保証制度、事業再生円滑化関連保証制度の要件を満たす場合は、併用できる。	運 転 ・ 設 備 事業再生に必要な範囲において、既存借入金の借り換え、既往債務の弁済費用を対象に含めることができるものとする。但し、保証付き借入金以外の借入金については、信用保証協会が定める対象の範囲内とする。	5,000万円 (運転・設備併用の場合 5,000万円以内)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	固 定 2.5 % 以 内	0.25～1.25 事業再生保証制度併用 2.10 事業再生円滑化関連保証制度併用 1.66
				分割		
ふくしま事業承継資金融資保証制度 ・平31. 4. 1	A 一般枠 ① 県内に事業所を有する中小企業者で、事業承継を行おうとする者又は承継後5年未満の者。 ② 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた県内に事業所を有する中小企業者、法人の代表者個人、又は他の中小企業者の事業を承継しようとする個人(個人事業主に該当せず、かつ、法人の代表者でないもの) B 無保証人枠 Aを満たす者で、融資にあたり経営者保証を付さないことを条件とするもの。	運 転 ・ 設 備 保証対象Bについては、保証付き既存借入金の借り換え・一本化ができるものとする。	1億円 (運転・設備併用の場合は 1億円以内) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けた者 2億円 (運転・設備併用の場合は 2億円以内)	10年以内 (据置期間1年以内を含む) ただし、保証対象Aについて中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による認定を受けた者の資金使途が設備のみの場合は15年以内(据置1年以内を含む)。ただし、特定経営承継関連保証制度ほか、要綱に定める保証制度を利用する場合を除く)	固 定 2.0 % 以 内	0.05～1.05
				分割 1年以内は一括も可		
福島県経営力強化保証制度 ・平25. 4. 1	県内に事業所を有する中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者。	運 転 ・ 設 備	5,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (据置期間1年以内を含む) ただし、本制度によって信用保証協会の保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内(うち据置期間1年以内)とする。	金 融 機 関 の 所 定 利 率	責任共有対象 0.35～1.25 責任共有対象除外の場合 0.40～1.40
				一括又は分割		
オールふくしま経営支援対応資金融資保証制度 ・平28. 4. 1	県内に事業所を有する中小企業者で、オールふくしま経営支援事業を活用して策定された支援方針に基づいて経営改善に取り組む者。	運 転 ・ 設 備	運転 5,000万円 設備 1億円 (運転・設備併用の場合は 1億円以内)	15年以内 (据置期間1年以内を含む)	固 定 1.5 % 以 内	0.05～1.05
				一括又は分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認下さい。

信用保証料率一覧表

(令和2年1月27日現在)

(单位：年率%)

区分	制度名		責任共有 対象(注1)	保証料率（注2）									定性要因に基づく割引		
				第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保0.10% （注4）	会計参与0.10% （注5）	
協会 制 度	一般（普通）保証		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
	追認保証融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
	根保証制度	一般	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		手形割引・電債割引	○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
	無担保無保証人制度（特別小口保険）			0.90（特定非営利法人の場合 0.85）										○	
	無担保保証		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		○	
	公害防止保証制度		○	1.15									○	○	
	当座貸越（貸付専用型）根保証	一般	○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
		特別小口保険		0.90										○	
	事業者カードローン当座貸越根保証	一般	○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
		特別小口保険		0.90										○	
	風俗営業飲食業保証制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
	中小企業特定社債保証制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
	流動資産担保融資保証制度		○	0.68										○	
	小口零細企業保証制度			2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○	
	一括支払契約保証	特別小口保険		0.90										○	
			セーフティ1～4、6号併用		0.80										○
			予約保証		—	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	○	○
			保証割合70%	○	1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35	○	—
		保証割合65%	1.43		1.30	1.17	1.04	0.88	0.72	0.59	0.46	0.33			
		保証割合60%	1.32		1.20	1.08	0.96	0.81	0.66	0.54	0.42	0.30			
		保証割合55%	1.21		1.10	0.99	0.88	0.74	0.61	0.50	0.39	0.28			
		保証割合50%	1.10	1.00	0.90	0.80	0.68	0.55	0.45	0.35	0.25				
	予約保証		○	—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	○	○	
	小口零細企業保証	—	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○		
		経営力強化保証制度		1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○	
	100%保証の既保証を同額以内で借換			2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○	○	
		継続サポート（どっしりくん）保証制度	○	1.71	1.58	1.40	1.22	1.04	0.90	0.72	0.54	0.41	○	○	
	財務要件型無保証人保証制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
	自主廃業支援保証制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
ダブルサポート保証（結）保証制度		○	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○		
労働力確保関連保証		○	0.75										○		
	特別小口保険		0.90										○		
中小小売商業振興法関連保証	中小小売商業関連特例	○	0.75										○		
	商店街整備等支援関連特例	○	1.15									○	○		
	特別小口保険		0.90										○		
伝統工芸品関連保証	伝統的工芸品関連特例	○	0.75									○	○		
	伝統的工芸品支援関連特例	○	1.15									○	○		
地域伝統芸能等関連保証		○	0.75										○		
	特別小口保険		0.90										○		

信用保証料率一覧表

(令和2年1月27日現在)

(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有 対象(注1)	保証料率（注2）										定性要因に基づく割引		
			第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保0.10% （注4）	会計参与0.10% （注5）		
協 会 制 度	流通業務総合効率化関連保証	○	0.75											○	
	特別小口保険		0.90											○	
	小規模事業者関連保証制度	○	1.15										○	○	
	中心市街地商業等活性化関連保証制度	中心市街地商業等活性化関連特例	○	0.75											○
		中心市街地商業等活性化支援関連特例	○	0.75											○
		特別小口保険		0.90											○
	中堅企業特別保証	破綻金融機関等関連普通保証		0.75											○
		破綻金融機関等関連無担保保証		0.65											○
	特定新技術事業活動関連保証制度		○	1.15										○	○
		無担保7千万円以下	○	0.90											○
		特別無担保2千万円以下	○	1.25											○
	経営革新関連保証制度		○	0.75											○
		新事業開拓保険	○	1.15										○	○
		新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90											○
		海外投資関係保険	○	1.15										○	○
		特別小口保険		0.90											○
	借換保証制度	一般保証併用	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		セーフティ1～4、6号併用		0.80											○
		セーフティ5、7、8号併用	○	0.75											○
		その他の制度併用	－	(注3)										－	－
	周辺地域整備関連保証制度		○	1.15										○	○
		特別小口保険		0.90											○
	下請振興関連保証制度		○	0.56											○
	異分野連携新事業分野開拓関連保証制度		○	0.75											○
		新事業開拓保険	○	1.15										○	○
		新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90											○
		流動資産担保保険	○	0.56											○
		海外投資関係保険	○	1.15										○	○
		特別小口保険		0.90											○
	特定研究開発等関連保証制度		○	0.75											○
		新事業開拓保険	○	1.15										○	○
		新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90											○
特別小口保険			0.90											○	
セーフティネット保証制度	1～4、6号		0.80											○	
	5、7、8号	○	0.75											○	
創業等関連保証制度			0.70											○	
創業関連保証制度			0.65											○	
再挑戦支援保証制度			0.85											○	
事業再生保証制度			2.20											○	
事業再生円滑化関連保証制度		○	1.76											○	
	特別小口保険		0.90											○	
特定信用状関連保証制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		

信用保証料率一覧表

(令和2年1月27日現在)

(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有 対象(注1)	保証料率（注2）									定性要因に基づく割引	
			第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保0.10% (注4)	会計参与0.10% (注5)
協 会 制 度	農商工等連携事業関連保証制度	○	0.75										○
	新事業開拓保険	○	1.15									○	○
	新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90										○
	流動資産担保保険	○	0.56										○
	特別小口保険		0.90										○
	海外投資関係保険	○	1.15									○	○
	農商工等連携支援関連保証制度	○	1.15									○	○
	地域産業資源活用事業関連保証等制度	○	0.75										○
	新事業開拓保険	○	1.15									○	○
	新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90										○
	流動資産担保保険	○	0.56										○
	特別小口保険		0.90										○
	海外投資関係保険	○	1.15									○	○
	商店街活性化事業関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	商店街活性化支援関連保証制度	○	1.15									○	○
	東日本大震災復興緊急保証制度		0.70										○
	海外投資関係保証制度	○	1.15									○	○
	特別小口保険		0.90										○
	事業再生保険		2.20										○
	無担保保険	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		○
	流動資産担保保険	○	0.68										○
	特定下請連携事業関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.75										○
	新事業開拓保険	○	1.15									○	○
	新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90										○
	エネルギー対策保証制度	○	1.15									○	○
	特別小口保険		0.90										○
	事業再生保険		2.20										○
	無担保保険	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		○
	流動資産担保保険	○	0.68										○
	事業再生計画実施関連保証制度	○	0.80 (借入金額に対し)										○
	100%保証の既保証を同額以内で借換・特別小口		1.00 (保証委託額に対し)										○
	経営力向上関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90									○	○
	新事業開拓保険		1.15									○	○
	新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下		0.90										○
	海外投資関係保険		1.15									○	○
	危機関連保証制度		0.80										○
	経営承継関連保証制度	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
	特別小口保険		0.90										○

信用保証料率一覧表

(令和2年1月27日現在)

(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有 対象(注1)	保証料率 (注2)									定性要因に基づく割引	
			第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保0.10% (注4)	会計参与0.10% (注5)
協会	特定経営承継関連保証制度	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
	特別小口保険		0.90										○
	事業承継サポート保証制度	○	1.15									○	○
	地域経済牽引事業関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	地域経済牽引事業支援保証制度	○	1.15									○	○
	商店街活性化促進事業関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	新技術等実証関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	革新的データ産業活用関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	先端設備等導入関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	情報処理支援関連保証制度	○	1.15									○	○
	経営承継準備関連保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
	特別小口保険		0.90										○
	特定経営承継準備関連保証	○	1.15									○	○
	技術等情報漏えい防止措置関連保証制度	○	1.15									○	○
	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	新事業開拓保険	○	1.15									○	○
	新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90										○
	海外投資関係保険	○	1.15									○	○
	事業継続力強化関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	新事業開拓保険	○	1.15									○	○
	新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90										○
	海外投資関係保険	○	1.15									○	○
制度	連携事業継続力強化関連保証制度	○	0.75										○
	特別小口保険		0.90										○
	新事業開拓保険	○	1.15									○	○
	新事業開拓保険 但し無担保5千万円以下	○	0.90										○
	海外投資関係保険	○	1.15									○	○
	災害関係特例保険に係る保証		0.70										○

信用保証料率一覧表

(令和2年1月27日現在)

(单位：年率%)

[illegible]

信用保証料率一覧表

(令和2年1月27日現在)

(単位：年率%)

区分	制度名		責任共有 対象(注1)	保証料率(注2)									定性要因に基づく割引	
				第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保0.10% (注4)	会計参与0.10% (注5)
	(経営力強化保証併用)	100%保証の既保証を同額以内で借換		1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.80	0.60	0.40	0.40	○	○
	オールふくしま経営支援対応資金融資保証制度		○	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.50	0.40	0.20	0.05	○	○

信用保証料率一覧表

(令和2年1月27日現在)

(単位：年率%)

区分	制度名			責任共有 対象(注1)	保証料率（注2）									定性要因に基づく割引	
					第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保0.10% (注4)	会計参与0.10% (注5)
市 町 村 制 度	県 北	福島市中小企業一般融資	一般枠	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
			震災特別枠	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		二本松市中小企業経営合理化資金融資		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		伊達市中小企業振興資金融資		○	1.60	1.50	1.35	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		国見町中小企業経営合理化資金保証融資		○	1.60	1.50	1.35	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		川俣町中小企業経営合理化資金融資		○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
	県 北	桑折町中小企業経営合理化資金保証融資		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		本宮市中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		大玉村中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
	県 中	須賀川市中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		田村市中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	1.10	0.95	0.75	0.55	0.35	0.30	0.20	0.10	0.05	○	○
			創業等関連保険		0.00										○
			創業関連保険		0.00										○
		鏡石町経営合理化資金保証融資制度		○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	0.65	0.65	0.60	0.55	0.55	0.55	0.50	0.40	0.35	○	○
		玉川村中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	1.55	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.80	0.60	0.40	○	○
		三春町中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		小野町中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	1.60	1.50	1.35	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
	県 南	白河市中小企業経営合理化資金融資制度		○	1.30	1.15	1.00	0.80	0.60	0.55	0.50	0.45	0.35	○	○
		白河市創業支援資金融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		浅川町中小企業経営合理化資金融資制度		○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		槇町商工業振興資金融資（取扱休止中）		○	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22	○	○
		棚倉町商工業者経営合理化資金保証融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		矢祭町商工業経営合理化資金融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		鮫川村商工業経営合理化資金融資		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		矢吹町中小企業経営合理化資金保証融資制度		○	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	○	○
		西郷村中小企業経営合理化資金融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		中島村中小企業経営合理化資金融資制度		○	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.70	0.50	0.35	○	○
		泉崎村中小企業経営合理化資金制度		○	1.35	1.20	1.05	0.90	0.75	0.70	0.60	0.40	0.20	○	○
	会 津	会津若松市中小企業未来資金保証融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
			セーフティ1～4、6号併用		0.80										○
			セーフティ5、7、8号併用	○	0.75										○
			東日本大震災復興緊急保証併用		0.70										○
		喜多方市中小企業振興資金融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
			セーフティ5号併用	○	0.75										○
		南会津町信用保証振興資金融資制度		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		下郷町中小企業振興資金融資制度		○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○

信用保証料率一覧表

(令和2年1月27日現在)

(単位：年率%)

区分	制度名		責任共有 対象(注1)	保証料率（注2）									定性要因に基づく割引	
				第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保0.10% (注4)	会計参与0.10% (注5)
市 町 村 制 度	会 津	只見町中小企業長期振興資金融資保証	○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		セーフティ5号併用	○	0.75										○
		猪苗代町中小企業経営長期安定資金融資制度	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		猪苗代町創業者支援資金融資制度	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		西会津町中小企業振興資金保証融資制度	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		磐梯町中小企業振興資金	○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		北塩原村中小企業振興資金	○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		会津坂下町中小企業経営長期安定資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		柳津町中小企業振興資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		湯川村中小企業振興資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		会津美里町中小企業振興資金	○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		金山町中小企業経営合理化資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		三島町中小企業振興資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		昭和村中小企業振興資金	○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
	い わ き	いわき市中小企業融資	○	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32	○	○
		いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		セーフティ5号併用	○	0.75										○
	相 双	南相馬市中小企業振興資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		相馬市中小企業合理化資金	○	1.60	1.45	1.25	1.05	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		相馬市公共事業関連融資	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		富岡町中小企業融資	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		浪江町中小企業振興資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
		双葉町中小企業振興資金	○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○
		新地町商工業振興資金	○	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	○	○

(注1) 責任共有対象の保証については、責任共有保証料率を記載しています（責任共有保証料率とは貸付金額に対する保証料率）。

(注2) 財務その他経営に関する情報をもとに、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定。これに定性要因を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性要因を加味して料率を決定します。

- ① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって、貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ② 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③ 金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する事業者

(注3) 「借換保証」のうち「その他の制度併用」の場合の保証料率は、利用する各制度に定める料率が適用されます（割引・割増の有無含む）。

【定性要因割引】

(注4) 担保の提供がある場合は、0.1%を基準とした割引を行う。

(注5) 「会計参与」を設置している中小企業について、0.1%の割引を行う。